

令和7年度 京都市立紫明小学校いじめの防止等基本方針

1 総則

(1) 目的

いじめ防止対策推進法第一条には目的が次のように示されている。

<第一条>

この法律はいじめがいじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害しその心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならずその生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み児童等の尊厳を保持するためいじめの防止等(いじめの防止いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。)のための対策に関し基本理念を定め国及び地方公共団体等の責務を明らかにし並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともにいじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることによりいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

「いじめ」は子どもたちの心身の健全な成長に重大な影響を及ぼし、自殺や不登校を引き起こす深刻な人権問題であるととらえ、「いじめ」という子どもたちへの人権問題には、紫明小学校としても教職員が一丸となり、取り組んでいくことを決意するものである。

(2) 基本理念

本校では、学校教育目標として

ともに～つながろう 創り上げよう～

《育成すべき資質能力》として、

し しる力・わかる力

め めあてにむかって、かいけつする力

い いっしょにせいちょうする力

を掲げ、上記の視点に立ち、

- ・子どもたちが、学年の友だちや異学年の人、教職員、地域の方など、多くの人とつながりながら一緒にがんばり、ともに創り上げる学校を目指す。
- ・教職員が、お互いを尊重し、学び合いながら、ともに創り上げようとすることができる学校を目指す。

- ・教職員が職責を理解し、子ども一人ひとりを大切に、命を守り切る学校を目指す。「いじめ」決して許さないという強い決意を持って、教職員が一丸となって取り組んでいく。

2 紫明小学校いじめの防止等対策組織

<いじめ対策委員会>

○構成

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、教育相談主任、スクールカウンセラー（その他必要に応じて）

※緊急の場合はこの限りではない

○取組内容

- ① いじめに関する情報発信及び相談窓口
- ② 紫明小学校におけるいじめに関する窓口
- ③ 年間計画の作成
- ④ 教職員へのいじめに関する研修の企画立案
- ⑤ 発生した場合のいじめに関する対応
- ⑥ 重大事案への対応

以上、原則毎月1回開催し、必要に応じて臨時的に開催する。

※緊急の場合はこの限りではない

朝会等において、児童に紹介するとともに、この「いじめの防止基本方針」をホームページ公開により周知する。

3 学校いじめ防止プログラム

（1）学校におけるいじめの未然防止のための取組

○学習環境の整備

- ・規律ある生活習慣、ルールを守る態度の育成

○授業改善の充実（「わかる授業」「生徒指導の三機能が活かされた授業づくり」）

- ・対話を通して、お互いの考え方や思いを受け止め合う学習活動や学習形態の工夫・改善・実践に取り組む。

- ・京都市スタンダード（指導計画）に基づく指導の充実を図る。

○道徳教育、人権教育の充実

- ・道徳の授業の更なる充実と改善を図る。

- ・「いじめは絶対にゆるされない」ことや、「命の大切さ」「思いやりと友情」などを具体的に取り上げた人権学習、道徳の学習を実施する

- ・加茂川中学校ブロックによる合同研修を行う。

○児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

- ・児童会計画委員による「スマイル集会」の実施

- ・たてわりグループ（スマイリーグループ）活動の計画的な実施

スマイリー集会、スマイリー遊び、スマイリー掃除等

- ・人権学習・性教育の参観授業による保護者への啓発活動
- ・生活科や総合的な学習の時間の体験活動の充実
- ・地域や育友会と連携した体験活動の設定

○児童生徒同士の関係づくり

- ・学校行事、児童会活動（たてわり活動）、学級活動の充実を図る。
- ・宿泊学習での集団活動を通して絆を深める。
- ・あいさつ運動などでつながりの大切さを知る。

（2）いじめの早期発見・積極的認知のための措置

○日常の児童生徒に関する情報共有

- ・生徒指導体制の改善と「報告」「連絡」「相談」を徹底する。

○児童生徒に対する定期的な調査

- ・学校評価アンケート、いじめに特化したアンケートを活用し、「いじめ」の兆候の早期把握をする。

- ・クラスマネジメントを活用した「いじめ」の実態把握と学級経営見直しを

○上記調査等の結果の検証及び組織的な対処

- ・「定例会」等を活用した情報共有と組織的な動きを構築する。

- ・アンケート等の結果を踏まえ、個別に話を聞く（ほっとステーション）を設定する。

（3）いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

○基本的な考え方

- ・いじめに関する相談を受けた場合は速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。

- ・いじめの事実が確認された場合はいじめ対策委員会を開き、対応を協議する。

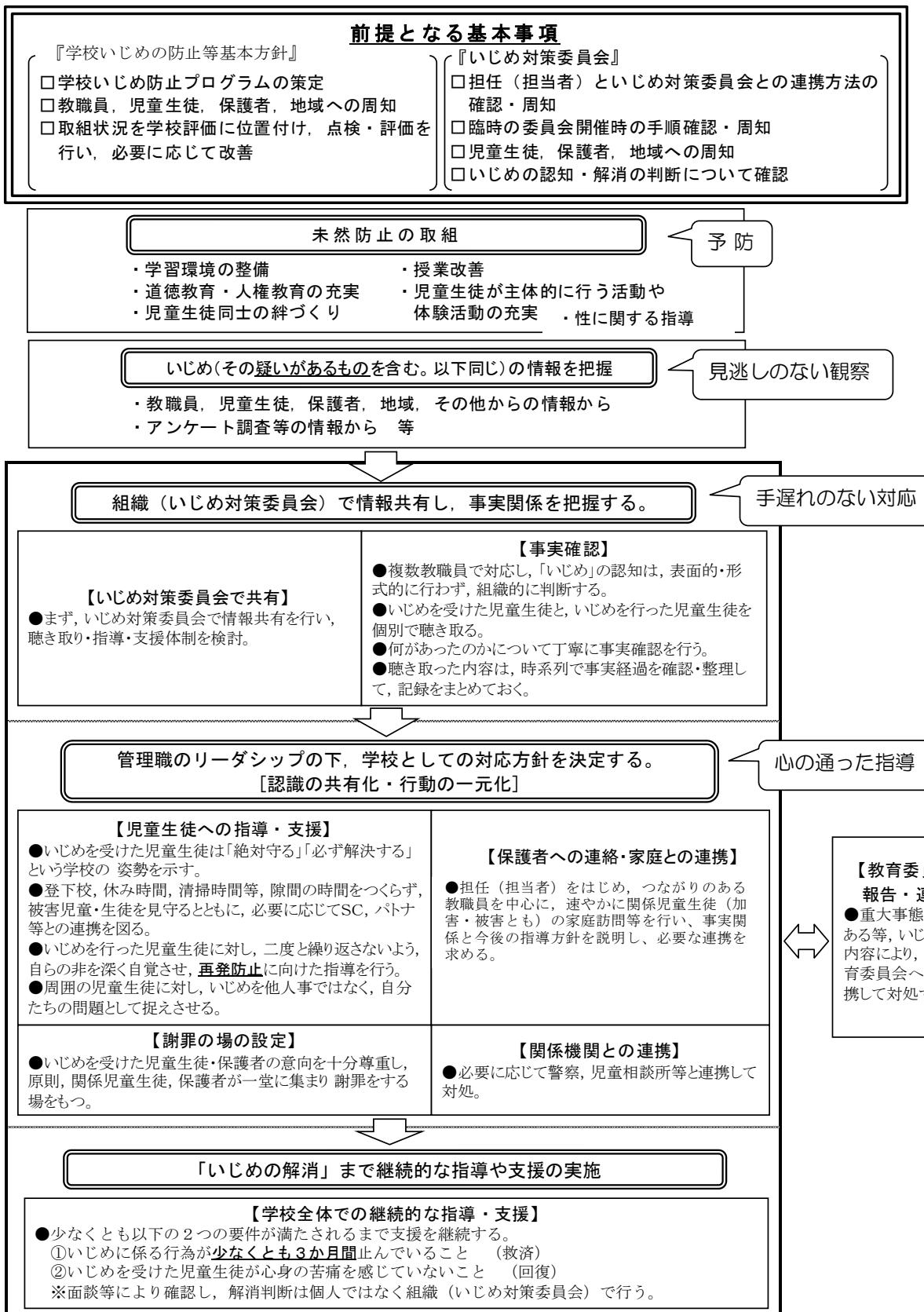
- ・いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援といじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

- ・いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要と認められる時は、保護者と連携を図りながら一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。

- ・事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

- ・犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び北警察署等と連携して対処する。

＜いじめ事案に対する組織的な対応の流れ＞



○インターネット等によるいじめへの対応

インターネット上での問題行動、とくにSNSを通じて行われるいじめについて目立つようになってきている。そのため、子ども達には、まず自分にとっても、他人にとっても人権が大切であることを学校生活の様々な場面において考えられるようにする。その上で、情報モラル教育を行い、未然に防止できるようにする。

○いじめの解消に向けて

形式的な謝罪等で解消とすることなく、上記フローチャートにある「いじめの解消」の定義を踏まえて、継続的な指導と支援を行い、組織的に解消の判断を行う。

(4) 教職員の資質能力向上の取組

○内容（いじめ事案対処に関する校内研修 等）

- ・全教職員によるいじめを見逃さない体制づくりの構築
- ・校内研修の充実及び校外研修の積極的な受講
- ・教職員研修による教師一人ひとりのいじめに対する意識の向上
- ・情報モラルの学級指導の強化

○実施時期

- ・年間を通じて複数回設定

4 保護者・地域、関係機関との連携

○保護者・地域への情報発信、啓発、協同の取組

- ・学校評価アンケートの結果分析と学校運営協議会での意見交換
- ・学校評価のHPによる公開
- ・校区の保育園・幼稚園や中学校との情報交換・交流学習

5 重大事態への対処

○基本的な考え方

- ・いじめにより児童の生命、心身、または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○重大事態が発生したときの対応

- ・京都市教育委員会への報告と相談・調査主体等の協議

<学校が調査主体の場合>

- ・学校の下に重大事態の調査組織を設置
- ・調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施
- ・いじめを受けた児童及びその保護者に対して必要に応じた適切な情報提供

- ・京都市教育委員会への調査結果の報告
- ・調査結果をふまえた必要な措置
- ・同種の事態発生の防止に必要な取組の推進

<京都市教育委員会が調査主体の場合>

- ・京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など調査への協力

6 年間計画（予定のため、年度途中に見直しを行う場合があります）

月	対策会議や校内研修など	未然防止に向けた取組や行事等	アンケートの実施や教育相談週間等	保護者への啓発等
4	・生徒指導（いじめ対策含む）委員会 ・職員会議（学校いじめ防止基本方針）の共通理解	・朝会でいじめ対策委員会を周知		・学級懇談会
5	・生徒指導（いじめ対策含む）委員会 ・学級経営方針の交流会（未然防止、早期発見の視点含む）	・1年生を迎える会 ・たてわり活動グループの顔合わせ ・修学旅行（6年生）		・憲法月間 ・個人懇談会（希望制） ・ホームページでの周知
6	・生徒指導（いじめ対策含む）委員会	・スマイル集会 ・山の家宿泊学習（5年生）	・第1回いじめに関するアンケート（記名式）の実施 ・ほっとステーションの設定 ・教育相談週間	
7	・生徒指導（いじめ対策含む）委員会 ・年間の取組の見直し、および実施した学校評価、いじめに関するアンケートについて結果集計と考察、情報共有	・非行防止教室（4年生） ・ケータイ安全教室（6年生）	・第1回クラスマネジメントシートの実施	・個人懇談会
8	・生徒指導（いじめ対策含む）委員会 ・クラスマネジメントシートの結果集計と考察 ・学校いじめ防止プ			

	ログラムの見直し ・いじめに特化した研修会			
9	・生徒指導（いじめ対策含む）委員会	・人権集会（スマイル集会）	・前期学校評価	・人権啓発参観懇談会 ・学校運営協議会での説明と評価
10	・生徒指導（いじめ対策含む）委員会	・運動会		・家庭教育講座
11	・生徒指導（いじめ対策含む）委員会	・ミュージックフェスティバル	・第2回いじめに関するアンケート（記名式）の実施 ・ほっとステーションの設定 ・教育相談週間	
12	・生徒指導（いじめ対策含む）委員会 ・いじめに関するアンケートについて結果集計と考察、情報共有		・第2回クラスマネジメントシートの実施	・人権月間 ・人権朝会 ・個人懇談会
1	・生徒指導（いじめ対策含む）委員会 ・クラスマネジメントシートの結果集計と考察			
2	・生徒指導（いじめ対策含む）委員会 ・学校評価について結果集計と考察		・後期学校評価	・新1年半日入学 ・保護者説明会
3	・生徒指導（いじめ対策含む）委員会	・6年生を送る会 ・お礼の会		・学級懇談会 ・学校運営協議会での説明と評価